

CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議幹事会（第10回）
議事要旨

1. 日 時：令和8年2月27日（金）14：00～15：30

2. 場 所：財務省本庁舎4階第1特別会議室

3. 出席者：

【座長】

中西 佳子 財務省 理財局国庫課長

【構成員】

平井 滋 内閣府 政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済対策・金融担当）

丸山 朋恵 公正取引委員会 事務総局経済取引局調整課係長（※）

高野 磨央 警察庁 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室長（※）

横山 玄 金融庁 企画市場局総務課信用制度参事官

西川 功 消費者庁 消費者政策課政策企画専門官（※）

田口 瑞姫 デジタル庁 戦略・組織グループ主査（※）

田邊 光男 総務省 大臣官房企画課長

中野 裕登 総務省 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室課長補佐（※）

猪股 直子 法務省 大臣官房参事官（民事担当）（※）

石井 隆尋 法務省 刑事局局付（※）

津田 夏樹 財務省 国際局地域協力課長（※）

福井 尚 厚生労働省 雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室長

久保 貴博 農林水産省 経営局金融調整課経営専門職（※）

乃田 昌幸 経済産業省 商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課長

清水 茂 日本銀行 決済機構局参事役

【オブザーバー】

芦田 光暁 個人情報保護委員会 事務局企画官

（※）は代理出席

4. 議 事：

基礎的な決済手段としてのCBDCの姿

5. 議事要旨：

- 開会に際し、座長より挨拶が行われた。

- 議事「基礎的な決済手段としてのCBDCの姿」において、資料に沿って事務局より説明を行い、その後構成員等より以下の発言があった。

(現時点で考えられるわが国におけるCBDCの目的・意義の例について)

- ・ CBDCの目的・意義に関連し、現時点で何か大きな問題が発生していてすぐにCBDCを発行しなければならない、といった状況ではないという認識を共有。他方で、ユニバーサルアクセスの維持に関連して、仮に将来的に現金が使われにくくなる事態が起き、その際に民間マネーが現金の持つ機能を十分代替できないというケースが起こった場合には、CBDCが代替手段として機能することが期待される。
- ・ マネーの一樣性について、銀行に預けている100万円も、紙幣の100万円も、資金移動業者に預けている100万円も同じ100万円であることは現在も確かであり、それを支えるための仕組みとして銀行業では自己資本比率規制や預金保険制度があり、資金移動業では供託制度がある。事務局説明資料にある、CBDCがマネーの一樣性の担保につながるという記述について、CBDCがないとマネーの一樣性が担保されないということではなく、CBDCがあるとマネーの一樣性が今以上に磐石になるという趣旨であると理解。
- ・ 既存のマネーの一樣性は、既存の仕組みの中で維持されているという認識。将来的に新たなマネーが生まれた場合、規制に服して秩序立って導入されれば「1円」は「1円」であるという認識は維持されると考えている。そういう状況でCBDCとの交換ができるようになると、より一層、マネーの一樣性の維持に資するという意味で事務局資料の記載となっていると理解。
- ・ マネーの一樣性について足許問題が生じていないのは、ご指摘があった民間マネーの信用を補完する各種規制の存在に加えて、中銀マネーである現金が広く流通し、銀行預金や資金移動業マネーと現金の交換が担保されているからだと思う。キャッシュレス化の流れが今後も進展し、仮に現金の一般受容性がなくなった世界が訪れた際には、信頼のアンカーとして、国民が中銀負債であるデジタルな決済手段であるCBDCにアクセスできることが、マネーの一樣性を担保するために必要と考えられる。

なお、BOEやECBの検討においても、CBDCを信頼と安全のアンカーとして位置づける議論があるが、キャッシュレス化が進展し現金の利用が相当程度減少している国々では、より強い危機意識を持ってマネーの一樣性について議論しているものと考えられる。

(CBDCの様々な機能について)

①エイリアス機能について

- ・ エイリアス機能提供の前提となるデータ管理の在り方に関しては、本連絡会議において従

来から指摘されているように、中央銀行やその他の公的な主体が個人情報を一元的に管理することについて、個人情報保護の観点から懸念が示されている。日本銀行で行っているパイロット実験においても、利用者情報・取引情報は、仲介機関の顧客管理部分にとどめ、台帳管理部分では取り扱わない設計とされている。エイリアス機能を発行開始から実装するとしても、例えば分散的にデータを管理するといった工夫を行い、利便性と個人情報保護とのバランスを図ることが望ましいのではないかと。

- ・ エイリアス機能について、日本銀行として個人情報を収集しないことが望ましいという点には同意するが、必ずしも分散型の管理だけが解ではないと考える。例えば仲介機関のコンソーシアムのような日本銀行ではない主体が一元的に取り扱う、中央集権型のデータベースによるエイリアス機能の提供も選択肢としてあるのではないかと。
- ・ 現在の銀行振込においても、金融機関コードと口座番号等を入力すれば振込先確認ができる場所、C B D Cにおいても、送金先の仲介機関等の情報が分かれば宛先確認ができるような機能が提供される可能性もある。電話番号等に紐づけたエイリアス機能を発行開始時点から実装する必要性については、引き続き検討していくべき。

②QRコードの読み取り方式について

- ・ QRコードの読み取り方式について、C P Mは言うなれば財布を店舗に渡して支払うべき金額を抜き取ってくださいと言う「逆引き」の支払い方式であり、現行では店舗に対する信頼の下、あるいは顧客管理と加盟店管理を共に行う主体が存在することを前提として、日常的に使われているものと理解している。まずは必要最低限の機能を具備してプロダクトをリリースするというM V Pの考え方に立つと、発行開始時点では順送金となるM P Mから始めることで良いのではないかと。仮に発行開始時点でC P Mを実装していくのであれば、店舗側の顧客管理機関が担うべき役割や義務についても併せて検討していく必要がある。

③相互運用性について

- ・ チャージに関連して、DAY 1においても資金移動業マネーとC B D Cが交換でき、そのC B D Cを何らかの資金移動業マネーや銀行預金といった他の決済手段と交換できるのであれば、C B D Cをブリッジとして既存の民間マネー同士の橋渡しのようなことができている。「相応の期間が経過した後」として記載しているシームレスな交換との違いがあるかとの意見があった。ここで想定するシームレスさとは、その民間マネーを発行する主体や流通を担う主体がユーザーエクスペリエンスの向上、例えばインターフェースの改善やフリクションの削減、それこそ画面遷移を1個減らす・ボタンの位置を変えるとといった地道な努力の結果として1回ボタンを押せばC B D Cを経由してすぐに違う民間マネーに変換できる・違う民間マネーによる着金ができるようになる、といったことを念頭に置いており、C B D C側の取組みだけでは実現できないものと考えている。
- ・ 発行開始後、C B D Cが相互運用性を実現していく先には、昨事務年度の幹事会の議論で

もあったような、ユーザーインターフェースは民間事業者のアプリで、実際に移転しているのはCBDCであるようなケースも想定されるだろう。

④オフライン決済について

- ・ オフライン決済について、事務局の説明を踏まえると、DAY 1で想定されていないオフライン決済は、払う側と受ける側の両方がオフライン状態であるいわゆる「両側オフライン決済」であるということを理解。現時点でも、資金移動業マネーではユーザー側のみが一時的にオフラインでも決済することができている（片側オフライン決済）。CBDCにおいて、片側オフラインをルールブックの中で規定する基礎的なサービスの一類型として想定するのか、対応能力がある仲介機関だけが提供する追加サービスとして検討されるべきか、という観点から、解像度を上げて検討する必要があるのではないか。
- ・ 片側オフライン決済は、オンライン状態の店舗が決済プロセスを起動する点、CPMによる支払いと同様の論点を含んでいるといえる。CPMの実装にかかる検討と同様に、店舗側を顧客管理する仲介機関の役割と併せて、発行開始時点での必要性について検討されることが望ましい。

⑤クロスボーダー利用について

- ・ 流通し得る範囲について、DAY 1では「日本国内における」と記載があるが、日本にきている海外旅行者のような非居住者はどのように考えるか。また、将来的にはCBDCを用いたクロスボーダー決済も検討されていくものと理解しているが、たとえば、日本人が海外で一時的な滞在状態にありながら、日本のeコマースサイトにおいてCBDCで支払うケースも仮にクロスボーダー決済と捉えるのであれば、DAY 1からクロスボーダー決済が達成し得る。先々の論点についても棚上げすることなく、手戻りがないような検討を進めて行くべき。
- ・ 在留外国人は在留カード等のIDを用いることで日本国籍を持っている人に準じた扱いが可能と考えられる一方で、観光客のような非居住者の利用については対応が難しく、例えばカード型デバイスの提供とセットで検討するなど、発行開始から相応の期間が経過した時点の姿として扱われるべき。

また、クロスボーダー決済の範囲については、外為法の適用対象になったり、準拠法の問題が絡んだりすれば、検討すべき論点は一層複雑になると思われるところ、MVPの考え方に基づけば、可能な限りそれらの問題に抵触しない範囲の中でスタートしていくことが妥当ではないか。

(CBDCの基本的な設定について)

- ・ 口座数の観点で、近年は法人口座や法人自体を売買するなどのケースが増加しており、金融機関では法人口座の数を限定する動きもあると認識している。そのような観点も留意して

具体的な制限数を検討していくことが望ましい。

- ・ 口座数について、個人ユーザーは1人1口座もあり得る一方、法人ユーザーは複数とする可能性もあるとのことだが、その中間とも言える個人事業主の取り扱いについても検討が必要ではないか。マネロンの観点での法人口座数を制限する場合は、そのこととの整合性についても検討する必要がある。
- ・ デジタルユーロにおける現時点の想定のように、仮に法人口座の保有上限額をゼロとした場合、法人のCBDC口座はオートスイング先となる同法人の預金口座に必ず紐づくこととなるため、法人のCBDC口座数と預金口座数は同規模に収斂しCBDC口座数は制限せずとも無制限に増えていくことは想定されづらいのではないかと考える。また、個人事業主については、個人ユーザー口座として管理すればよいと思う。
- ・ 取引額制限について、AML/CFTの観点だけでなく消費者保護の観点も重要と考える。昨事務年度の幹事会における議論では、CBDCは金銭と同様な動的安全性を持つ、すなわち、なりすましなどの無権利者が介在する場合、詐欺などによる取消しがあった場合、送金指示の誤りがあった場合などであっても、CBDCの誤送金等による所有権移転に係る法的瑕疵は転得者への移転には影響せず、送金者は受取者への不当利得返還請求を通じて権利回復を行うことになるとの結論を得ていることから、ユーザー保護の観点では少なくとも本人が取引額上限を設定する機能は必要ではないか。
- ・ 取引可能額の上限に応じて求められるKYCの厳格さを対応させるtiered walletのような仕組みも参考になるのではないかと考える。

(CBDCのあり方と強制通用力・一般受容性について)

- ・ 「お金」のあり方について、通貨法上の通貨であると規定した場合でも、強制通用力と一般受容性を発行開始段階で具備させることは難しいと理解。デジタルユーロにおける強制通用力の議論では、現金しか受け取らない店舗にはデジタルユーロの受領義務は課さないが、何らかのデジタルマネーによる支払いが可能な店舗についてはデジタルユーロの受領を義務づけることが提案されている。このように何らかの実態に即したフレキシブルな強制通用力の在り方を規定していくことも一つの案ではないか。
- ・ わが国においては、強制通用力の原則を定めた法律がない中、例外場面のみ立法することは難しいのではないかと考える。
- ・ 強制通用力のある通貨にするかどうかは非常に重要な論点と考える。発行開始時点で強制通用力を認めることは現実的に難しいのではないかと考える。CBDCに強制通用力がないものであるとした場合に、ではその場合のCBDCはどういうものであって、現行の法体系がそのまま適用できるのかどうかという論点が無数に出てくるのではないかと考える。

例えば、企業が労働者にお金を払う方法として現金や銀行振込、あるいは資金移動業マネーも条件付きで使えるようになったが、CBDCはどうかと考える場合に、強制通用力があれば現金同等だと整理することも可能かもしれないが、そうではないとすれば所管省庁にて

何らか検討して規制を変えない限りCBDCを給料払いに使えないのではないか。これ以外にも、「金銭」という用語を用いている諸制度において、「金銭」にCBDCが入るのかという論点を検討するに当たっては、強制通用力があれば自動的に認めることが選択肢になり得る一方で、強制通用力がないとすると個々の法令に照らして一つ一つ確認していく必要があるのではないか。資料上は一つの論点として書いてあるが、相当議論が派生するのではないか。

- ・ ご指摘のとおり、強制通用力を実現するための根幹は、「誰もが受領できる」状態にあるとも考えられるが、現金と異なり、CBDCは他の電子マネー同様口座がないと受領できない。このため、何らかの方法で全国民に自動的に口座を付与するなど、CBDCを「誰もが受領できる」状態の実現方法について、検討を深めていくことが必要ではないか。関連して、CBDCに強制通用力を持たせるとすれば、CBDCを用いた法定債権の弁済を可能にする必要があるが、債権者がその受領を拒否できない裏返しとして、全国民がCBDCを受領するための口座を有している状態が、やはり必要となるのではないか。加えて、国民全員がCBDCを使えるというイメージを前提に、CBDCのプロジェクトがわが国のキャッシュレス決済の裾野を広げてくれるのではないかと期待する声もある。

当然、受け取ったCBDCが使えないと意味がないため「どこでも使える」ことも重要ではあるが、DAY1から全国津々浦々で使えることがCBDC発行の前提条件であるかは改めて議論・整理が必要ではないか。

- ・ 全国民に何らかの方法でCBDCウォレットを付与するのであれば、本人確認等の顧客管理負担の軽減の観点から、そのウォレットの機能は貯金箱のように限定的にするアイデアもあり得るのではないか。慎重な検討を要するものの、CBDCの受け皿を自動的に付与できるのであれば、非常にシンプルでわかりやすいし、G2Pのユースケースをかなり効率化できる可能性がある。
- ・ 一律での付与は難しいとしても、何らかの仕組みでCBDC口座を段階的に国民に付与していくことで、世代が進む中で全員がCBDCを利用している世界が徐々に実現していく姿もあり得るかもしれない。CBDCのG2P・P2G利用については、発行開始時点の姿として検討していないものの、政府全体のDXや、それぞれの官庁における問題解決の受け皿としてCBDCが活用されるケースも想定されるのではないか。

○ 座長より、本日の議論を踏まえ以下の通り発言があった。

- ・ 議論の出発点として、CBDCは基礎的な決済手段として利用できる形で発行を開始し、その後、利用者のニーズや技術の進展に合わせて段階的に機能度・利便性を向上させていくイメージを共有した。
- ・ その上で、発行開始（DAY1）時点の姿と、発行開始後相応の期間が経過した時点の姿について、現時点での想定を示しながら、意見交換を行った。
 - － まず、CBDCそのものの「お金」としての位置づけや流通範囲、CBDCに関する業

務を支えるエコシステムの態様の観点からご議論いただいた。

- ー 加えて、CBDCがDAY1で備えておくべき機能と、発行開始後相応の期間が経過した時点で想定される機能度や利便性について、ユーザーが利用するための各プロセスを切り口としてユーザー目線での議論を行った。
- ・ また、CBDCの発行までに必要となることを見込まれるプロセスについても確認した。DAY1で想定されるCBDCの姿とあわせて、そこに至るまでの手順や技術的ハードル等について、これまで以上に関係者間の認識がクリアになった。

(以上)